

2024年2月20日

公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

該当箇所	意見
2. 地上波テレビ放送以外のインターネット活用業務の在り方 (1) 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方に係る基本認識	<p>放送にひもづく受信料を財政基盤とする特殊法人である NHK のインターネット活用業務を、放送と同様の「必須業務」に格上げすることは、放送制度の極めて重大な変更だ。テレビ視聴者から徴収した受信料をネット業務に支出することは適切なのか、民間メディアと公正競争が成り立つのか、ガバナンスをどのように確保するのか、といった論点も存在している。しかし、必須業務化を提言した公共放送ワーキンググループ (WG) では、NHK のあるべき姿や必要な業務内容・事業規模、それに見合った受信料の在り方といった制度に関わる根本的な検討は十分行われてこなかった。</p> <p>公共放送 WG では 2023 年 10 月以降、NHK の地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送に関するネット業務の位置づけについて議論してきた。第二次取りまとめ案は、地上波テレビ以外の放送のネット業務について、「原則として必須業務化することが適当」と結論付けた。しかし、自らの業務範囲に関するテーマであるにもかかわらず、NHK から必須業務化が必要な理由や展開したい具体的な業務について説明が乏しかった。既存の任意業務ではなぜできないのか、なぜ必須業務化が必要なのかなどは明らかになっていない。また、業務範囲だけではなく、受信料制度やガバナンスの在り方も含め「三位一体」で議論すべきであり、WG の検討は不十分だと考える。</p>
2. (2) 放送の種類ごとの考え方	<p>地上波テレビ以外の放送の NHK のネット業務を必須業務化する場合、配信する情報の範囲は地上波テレビ放送のネット業務と同様、限定的にしなければ、メディアの多元性を脅かす抜け道になりかねない。取りまとめ案が競争評価の枠組みで業務範囲を規定するとした方針は妥当だ。</p> <p>現在、具体的な業務範囲や競争評価の枠組みは、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」で検討されている。NHK から「信頼できる多元性確保へ貢献するため、高い水準の多元性が前提」「ネットオリジナルのコンテンツを作ることにはならない」「受信料の公平負担のあり方に鑑みて、不公平が生じないような形でコンテンツを提供する」などの説明があり、必須業務化後のネット業務の具体像や考え方も少しずつ明らかになりつつある。当委員会も準備会合に参画しており、責任をもって議論に参加していく。</p>

<p>同上</p>	<p>取りまとめ案は必須業務として配信すべきテキスト情報等の範囲を決定するにあたり、国際放送では「民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であること」、ラジオでは「テキスト情報等のラジオ音声との親和性、災害時のラジオ情報の有用性」についてそれぞれ考慮することが適当だとした。災害時のラジオ情報の重要性など同意できる部分はあるものの、インターネット上で提供するコンテンツのルールが、放送の種別の違いによって異なることは望ましくない。</p> <p>また、「国際放送は競合領域でない」と断定している点にも違和感がある。国際放送の役割や重要性は理解するものの、民間企業と競合領域となりえる部分もある。例えば、国際放送の枠組みで日本語でのネット展開が拡大すれば、市場に悪影響を及ぼしかねない。民間と競合する可能性を考慮し、業務内容を詳細に見ながら範囲を検討していくことが欠かせない。</p>
<p>同上</p>	<p>NHKは地上波ラジオ放送の理解増進情報として、「語学講座アプリ」などを展開している。NHKのネット業務については、放送の二元体制・放送行政の話だけにとどまらず、メディアの多元性・インターネット全体に関わる問題だ。NHKのネット業務が影響を与える市場や範囲を広く捉え、さまざまなステークホルダーの意見を聞くことが欠かせない。例えば、教育に関するネットコンテンツを展開するのであれば、今後の競争評価などで教育事業を展開する民間事業者から意見を聞くことも必要だ。</p>
<p>2. (3) 地方向け放送番組に係る地域メディアとの公正競争の確保</p>	<p>地方新聞社をはじめとした地域メディアの多元性、そしてそれらのメディアが取材・報道を担う地域情報の多様性は極めて重要だ。取りまとめ案が「地域メディアとの公正競争の確保」の必要性を強調した点は評価できる。「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」でもNHKは「取材体制をしっかりと持った地域メディアと切磋琢磨し、高い水準の多元性を確保」「地域に住む方々が、多元的に情報を継続的に受け取ることができる環境を整えることを目指す」との方針を示しているが、総務省はその取り組みをしっかりと監督していくことが必要だ。</p>
<p>3. NHKのガバナンスの在り方 (3) ガバナンスの実行性確保のための取組 ②インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方</p>	<p>NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。NHKから衛星放送のネット配信予算問題の再発防止策について説明があり、経営委員会・監査委員会の委員からガバナンスの向上に努めていくとの表明もあった。取りまとめ案が指摘している通り、ネット業務の必須業務化に伴い、経営委員会に重い責務が課されることになる。ガバナンス向上の実効性を高めていくことが欠かせない。</p>

<p>3. (3) ③NHKの子会社等に関するガバナンス</p>	<p>NHKの子会社等の事業活動が公正競争に与える影響について、取りまとめ案では「より具体的な事例の把握に努めていく」としている。当委員会はデジタルサイネージの記事配信について指摘したが、具体的に指摘された事項について、総務省において実態の調査を進めることが望ましい。</p> <p>また、子会社が展開するウェブサイトで広告を掲載したり、番組に関連するとして商品を販売したりする事例もある。公共放送の関連団体としてふさわしい業務を節度をもって行う必要があり、子会社を活用したネット業務が、NHK本体のネット業務の抜け道となってはならない。受信料を元に作成したコンテンツを活用して事業を展開している以上、NHK本体と同様、公正な競争に配慮した事業展開が必要だ。</p>
<p>5. 今後の進め方</p>	<p>「能登半島地震において、災害時における放送の役割の重要性が再認識された」との指摘は、当委員会の問題意識とも共通するものだ。地方新聞社をはじめ新聞・通信社も災害時の確かな情報発信という役割を担っている。多くの記者が現地で取材し、被災者に必要な情報を届けたり、全国に被害の実情を伝えたりした。紙面製作を継続しつつ、号外の発行や避難所への配達を行い、デジタルでの情報発信も行っている。</p> <p>新聞・通信社の活動や役割は従来、放送政策・放送行政ではあまり焦点が当たってこなかったが、こうした点も今後の制度設計や議論において留意してほしい。メディアの多元性が一度毀損<sup>きそん</sup>されれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることが重要だ。</p>